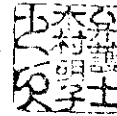


## 第一号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.1  
 【根拠条文】 法第27条の25第1項  
 【提出先】 関東財務局長  
 【氏名又は名称】 シルフ・リミテッド  
 (Sylph Limited)

代理人 弁護士 木村明子



【住所又は本店所在地】 東京都千代田区永田町二丁目14番2号  
 山王グランドビル  
 友常木村法律事務所  
 【報告義務発生日】 平成16年3月31日  
 【提出日】 平成16年4月7日  
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1  
 【提出形態】 その他

### 第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	ソフトバンク株式会社
会社コード	9984
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都中央区日本橋箱崎町24番1号

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者）／1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	シルフ・リミテッド (Sylph Limited)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、 サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、 私書箱 309GT (PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	平成 15 年 3 月 27 日
代表者氏名	キャリー・バントン (Carrie Bunton)
代表者役職	取締役 (Director)
事業内容	有価証券の発行及び売買並びにこれらに関連する デリバティブ取引等

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町二丁目 14 番 2 号 山王グランドビル 友常木村法律事務所 弁護士 中 村 淳 子
---------------	---

電話番号	03-3580-0800
------	--------------

(2) 【保有目的】

当社が発行する社債の担保とするため
-------------------

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C 18,117,538	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 18,117,538	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 18,117,538		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R 18,117,538		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年12月31日現在)	S 351,436,826
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	4.90%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	6.69%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取 得 又 は 処 分 の 別	単 価
平成16年3月31日	新株予約権付社債券	21,500枚	処 分	交 換

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当社が保有する新株予約権付社債券は、当社が発行する社債の担保となっております。また、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー (Nomura International plc) に対し、同新株予約権付社債券を取得するオプションを付与しております。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	107,000,000
上記 (V) の内訳	上記(5)記載の社債発行による手取金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	107,000,000

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業 種	代表者氏名	所 在 地	借入目的	金額(千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						



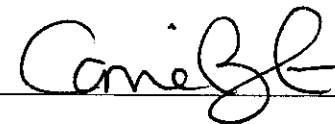
**POWER OF ATTORNEY**

**Sylph Limited**, (the "**Company**") of PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, hereby appoints Ms. Akiko Kimura, Mr. Minoru Kobayashi, Mr. Kazuhiro Yoshii and Ms. Junko Nakamura of Tomotsune & Kimura, Sanno Grand Building, 14-2, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0014, Japan (the "**Attorneys**") jointly and each of them severally to be the Company's Attorney and Attorneys and in the Company's name and on the Company's behalf or otherwise to prepare and file on behalf of the Company various notices referred to in Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "**Law**"), to send copies thereof to the issuing company and the related Stock Exchanges in Japan and to undertake such other actions, procedures and things which each said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with said provisions of the Law and to do all acts and things and to execute all documents that an Attorney may deem necessary or advisable in connection with the foregoing.

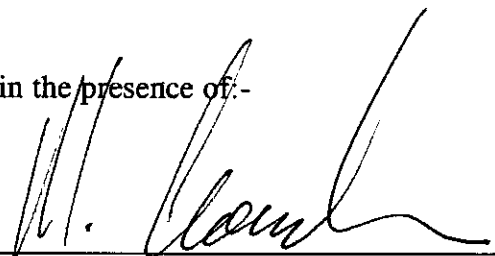
This Power of Attorney shall be construed in accordance with and governed by the laws of the Cayman Islands.

IN WITNESS WHEREOF this Power of Attorney has been executed as a deed by the Company this 30th day of December, 2003.

Executed as a Deed )  
on behalf of )  
**SYLPH LIMITED** )  
by: )

  
\_\_\_\_\_

in the presence of:- )

  
\_\_\_\_\_

Witness

1  
45  
34  
15  
52  
34



**CAYMAN ISLANDS**  
≅025.00  
GOVERNMENT  
STAMP DUTY  
PB 01003

(訳文)

## 委 任 状

ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱 309GT 所在のシルフ・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都千代田区永田町二丁目 14 番 2 号山王グランドビル所在の友常木村法律事務所の木村明子、小林穰、吉井一浩および中村淳子（以下「代理人」という。）を共同のかつ各自個別の当社の代理人として選任し、当社の名において当社に代わってまたはその他の方法で、日本の証券取引法（以下「法」という。）第 2 章の 3 にいう諸報告・届出書を当社のために作成および提出する権限、その写しを発行会社および関連する日本の証券取引所に送付する権限、法の上記条項遵守のために必要または有益と各代理人が判断するその他の行為、手続および事項を行う権限ならびに代理人が上記に関連して必要または望ましいと判断するすべての行為および事項を行いならびにかかるすべての書類を作成する権限を付与する。

本委任状はケイマン諸島の法律にしたがって解釈され、同法律に準拠する。

上記の証として、本委任状は 2003 年 12 月 30 日に当社により作成されたものである。

シルフ・リミテッドを代表してここに署名する。／署名（キャリー・バントン）

立会人／署名

以上正訳いたしました。

弁護士 中 村 淳 子

